ご意見に対する回答

来口	電源区分	△≭□	該当箇所	きゅう	2022/9/1 北海道電刀ネットソーク株式会社 回答
田芍	電源区分電源 [′	分類 要綱	談 	意見 入札様式1において非価格要素が記載されていますが誤記でしょうか?	問合 誤記のため修正いたします。
<u></u>					
2	電源 I ′	要綱	第6章 入札書 様式	様式1以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
3	電源 I ′	要綱	その他全般	【お願い】契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。例:kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】関係者全ての業務効率化のため	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。 -
4	電源 I '	説明資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バラ ンシンググループの設定方法に関する 取り扱いについて P7	場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 【提案】単独BG化を優先的に試みるものの、小売事業者から協力を得られないことが確実に想	逆潮流アクリケーションおよい発電ハランシンククルーノの設定万法に関する取り扱いについて] P5
5	電源 I '	説明資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バラ ンシンググループの設定方法に関する 取り扱いについて	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 【提案】2.記載の弊社が現在電源 I 'において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワット案件と同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させる等で入札辞退が困難となる可能性がある為。	端境期の覚書に基づく、端境期の電源 I '供出可否等もふまえて、BG組成完了のタイミングは 契約締結時に協議させていただきます。 なお、入札時点において、既存発調契約者との間で詳細条件までの調整完了(書面の締結 等)を求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくと容量確保(切り 出し)の基本的な合意がなされていることは必要です。
6	電源 I ′	要綱	第1章2	(原案)、主に10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひつ迫時において、需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、当社からオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で受給バランス調整が可能な調整力(以下「電源 I ´厳気象対応調整力」といいます。)を入札より募集いたします。 【修正案】以下の事象発生時に… 1.電力使用率??%以上 2.台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3.他 【理由】実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	
7	電源 I ′	要綱	第5章1(6)八(□)	(原案) また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則 として 認められません。	応札先が当社の実施する公募のみであれば、供出電力(kW)が明確に区分できる場合に複数入札を可能としていますが、明確な区分が可能で当該区分方法にもとづいて応札を行なっていることについて他の一般送配電事業者が実施する公募への応札内容までを含めて確認することは難しいため、エリアを跨いでの複数入札を希望されるような場合は、少なくとも応札に先立ってご相談をいただいておく等が必要と考えております。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
				(原案) また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひつ迫	第74回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源 I 'の長時間発動に
				への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。	関して、電源 I ´の仕組みが残る2023年度までについては、電源 I ´の契約交渉において、長
					時間発動についての可能な範囲での協力依頼を継続することとしてはどうか。と提言されておりま
8	電源 I ′	要綱	第5章3(2)二	【提案】電源 I ´の長時間発動など、落札後に協議を行うことが確実である場合、電源 I ´契	すので、今後、条件が変わらないのであれば、契約協議時に合わせて協議させていただきます。
0	电版Ⅰ	女啊	お3早3(2 <i>)</i>	約協議時に合わせて覚書締結の協議を進めていただきたい。電源 I 'の長時間発動について、	
				過去、電源 I ´の契約締結後にご相談を頂いており、需要家との契約協議も終わった段階で	
				再度需要家と実施可否を協議し契約変更を行ってきたが、需要家への説明や契約の再締結に	
				都度時間を要してしまい、まとめて実施できると協議もスムーズに対応できるため。	
				(原案) また、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただ し、応札時	ご提案の内容を認めた場合、当初の落札案件選定結果にも影響を与えうるため、公平性・透
				の電力量単価を上限とします。なお、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。	明性確保の観点から原案どおりといたします。
9	電源 I ′	要綱	第8章1(4)□		
				【提案】昨今の過去に類を見ない燃料費高騰を鑑み、一定の条件下において期中の単価見直	
				しを可としていただきたい。	
				(原案) ホ. 当社からの上げ指令にも関わらず、30 分ごとの計量の結果が下げ応動(発電出	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調
				力減)となっていた場合には、当該コマの属地 TSO のインバランス単価を用い、(下げ調整	整電力量として扱います。
				電力量×インバランス単価)で算出される料金により属地 TSO と契約 者間で精算を行いま	よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行いま
				す。	ब
10	電源 I ′	要綱	第8章1(4)ホ	【提案】不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。	
	- U,	~117		【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足	
				インバランスを負担するということは不合理ではないか?さらに現状、アグリがTSOから不足インバ	
				ラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に	
				電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可	
				解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績	
-				がある。 (百安) 初約電力主法時割戻料会 - 20 公単位のコス粉 (1 コス) × 主法度会い会計:	 確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保す
	電源 I ′	要綱	第8章1(10)イ	(発動回数※1×3 時間×2 コマ)×基本料金×1.5	ではない。
11				(先勤回数《1/3 时间/2 37)/圣本科亚/1.3	る歴日がつい、未通りとととていたときより。
				 【提案】容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか?	
				(原案) 部分買取となっている発電場所を電源 I ´厳気象対応調整力契約電力として供出	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
				する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源 BG として単独 BG 化する 必	場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法につ
12				要があります(調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます)。	いて個別に協議させていただきます。
				273 077 Cury Cury Carrier Commission Do Co Cury Co Co Commission of Comm	(参考)
			(-)	【提案】単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定され	1
	電源 I ′	要綱	第9章3. (2)	る。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として	1
				入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用	
				中である方法:地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーター	
				が調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分け	
				て運用する方法、などを許容していただきたい。	

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
13	電源 I ′	要綱	提出様式 3 c.一般送配電事業者以外に、小売 電気事業者へも提供		提供期間において、実効性テスト、または当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I '厳気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとしていることから、類型1-①、類型1-②いずれにおいても、提供期間中に電源 I 'と同一の供給力を用いて市場供出することはできません。(※) 一方、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただく場合は、電源 I '参加地点において類型1-①、類型1-②へ供出することは可能です。なお、その場合は電力量の仕訳が必要となります。当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。 ※運用要件を満たすことに影響を与えないことが確認できた範囲であれば、平日時間以外に他の目的で活用いただくことも考えられるため、必要に応じて協議させていただきます。
14	電源 I ′	説明資料	(別紙) 電源 I ´契約電源等による 需給調整市場への入札について	ます・・・需給調整市場も含めどちらにも需給調整市場システムに登録した単価(ただし、電源	需給調整市場システムでは、同一リソースに対して年間を通じて1系列の単価で管理することになります。そのため電源 I 'と電源 II の区別をすることはできません。なお、電源 I '提供期間外(端境期)に電源 I '以外で調整力を供出いただく場合(電源 II・需給調整市場)は、電源 I 'の上限単価以上での単価設定を可能とさせていただきます。ただし、端境期に電源 I 'として協力に応じていただく際は、上限単価を超えての単価設定は不可とします。システム設定等詳細は協議させていただきますので、希望される場合は当社までご連絡ください。
15	電源 I ′	要綱	第2章1(5)	電源 II 契約電源は、電源 I '提供期間以外も電源 II として属地 T S Oが使用可能であるため、「端境期における調整力の提供に関する覚書」の締結は不要としていただきたい。(覚書を締結しても端境期に常時提供できる担保とはならず通常の電源 II と変わらないため)	電源 II 契約のある電源 I 'については、実務上問題がないと思われるため、覚書締結不要といたします。
16	電源 I ′	要綱	第2章1(6)	る場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。 (意見)電源 I 'は需給ひっ迫時であり、D R の活用推進の観点から、需要家が一般送配	記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約設備等がデマンドリスポンス(以下「DR」といいます。)を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。」と規程しております。また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替えを余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが図られています。以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。
17	電源 Ι΄	要綱	第6章 様式1の11	非価格要素評価 (確認)「非価格要素評価」について、評価方法はどのような内容でしょうか?	誤記のため修正いたします。
18	電源 I ′	要綱	第8章1(10)	(原案) 契約設備の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で、当社からの発動指令にもかかわらず、… (略) …達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月毎に当社に支払っていただきます。… (略) …なお、「(9) 計画外停止等」に係る契約者からの申し出があった場合において、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源 I が 厳気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとみなします。 (確認) 契約者都合(契約設備の設備トラブルや計画外の補修等)以外の「当社の責、当社の実務上の都合」とは、どのようなケースが該当するのでしょうか?例えば、御社と需要家で事前(N年度)に協議した停止計画があり、当該停止時(N+1年度)に起因する契約電力未達が発生したケースは、契約電力未達時割戻料金の対象でしょうか?	なお、応札いただく電源につきましては、提供期間・提供時間を通じて安定的に調整力を確保 できるリソースとしていただきます。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
19	電源 I ′	要綱	第8章1(10)	(原案) ※1 運用要件に定める最低発動回数12回といたします。 (確認) 12回を、最大発動回数から最低発動回数に変更した理由」は何でしょうか? 第7章3にて「想定発動回数(7回)」との記載(第62回制度設計専門会合の資料6-1で整理された値を採用)があり、また、同資料6-1では「広域予備率をもとに電源 I 'を発動する場合には、年間最大12回発動することが想定」との記載があります。	昨年度と同様、最低発動回数は12回としております。
20	電源 I ′	要綱	第8章1(10)	(原案) ※2 調整電力量≥電源 I ′厳気象対応調整力契約電力の場合は電源 I ′厳 気象対応調整力契約電力を上限といたします。ただし、事前に電源 I ′厳気象対応調整力契約電力の一部でも供出可能(代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。)の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30 分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合いを算定いたします。・未達度合い=(一部供出電力 – 調整電力量※3)…(略)	契約書の内容が正しいものとなります。要綱の該当箇所を修正します。
				(確認)上記に関連する記載が契約書(案)第14条(契約電力未達時割戻料金)の中にないと認識しておりますが、要綱に記載の内容が正しいのでしょうか?もしくは契約書に記載がないように、一部供出は認められないのでしょうか?	
21	電源 Ι΄	要綱	第8章(12)イ (□) d	(原案) 当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I '厳気象対応調整力の提供に関する契約の履行に支障をきたさないこと	本条項は、契約締結時点に限ったものではなく、当社との電源 I '契約期間中にわたり満たしていただく要件です。 小売電気事業者の変更が生じた場合を例外としておりませんので、原案通りとさせていただきます。
21	电/// 1	ઝ 에비	- 第0年 (12) 1 (□) u	(意見)契約期間中に小売電気事業者が変更となるケースがあると思われること等から、「当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約(小売電気事業者の変更等が生じた場合は一定期間内での同契約)がなされていて、本要綱…(略)」への見直しが望ましいと考えますが、どうでしょうか?	
22	電源 I ′	要綱	第8章1(14)	(原案) 電源 I '厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを 否定するものではありません。 (確認) 上記は、「電源 I '契約電源等による需給調整市場への入札」を想定したものという	類型 1 - ①および 1 - ②などを想定しています。
				ことでしょうか? (原案)約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(資源エネルギー庁)における標準ベースラインや発電等計画値等※1を踏まえ、電源? ´厳気象対応調整力の提供に関する契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めた上で、約款における損失率を考慮して算出します。	
23	電源 I ′	要綱	第9章1(1)	(意見)本募集から「電源 I '契約電源等による需給調整市場への入札」が可能となり、「調整カベースラインの設定・・・標準ベースライン・・・」について、High 4 of 5 の算定除外日に「需給調整市場でのDR発動日」を含めるということでしょうか?また、同算定除外日については、社会通念上の休日となっている「GW、お盆、年末年始」を含めるべきと考えますが、どうでしょうか?	

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
					契約電力未達時割戻料金の対象となります。 なお、応札いただく電源につきましては、提供期間・提供時間を通じて安定的に調整力を確保
				う。)を除き乙の指令に従った運転が可能であること。	なの、心化いただ、电源につさましては、旋供期间・旋供時间を通じて女足的に調整力を確保 できるリソースとしていただきます。
24	 電源 I ′	契約書	第7条(2)	(確認) 上記を踏まえ、契約電力未達時割戻料金の対象外とは、どのようなケースが該当す	
- '			337 X (2)	るのでしょうか?例えば、御社と需要家で事前(N年度)に協議した停止計画があり、同計画	
				どおりに停止(N+1年度)する場合、当該需要家について「当該停止期間は運用要件の対	
				象外、当該停止期間に起因する契約電力未達が発生したケースは、契約電力未達時割戻料	
-				金の対象」でしょうか? (原案) 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約設備等の一部	 実行性テストについては、容量市場の対象であり、電源 I 'の調整力精算対象とはしておりませ
					天1 住かくいこういこは、谷重川場の対象とめり、电源 1 の調整力相昇対象とはしてのりませ ん。
				量の算定対象から除外するものとする。	700
25	 電源 I ′	契約書	第15条	主の井足内ののこうの。	
23			73.1.3.7.	 (意見)容量市場は「実需給時での調整電力量は相対取引もしくは市場取引する」制度設	
				計になっていることから、容量市場の実効性テストの調整電力量は算定対象とすべきと考えます	
				が、どうでしょうか?	
				(原案) 調整電力量を算定する30分コマごとに、I '契約第2条による契約設備等の調	ご認識のとおりです。
				整力ベースラインを合計したものから需給調整市場にて約定した需要家リスト・パターンの合計	
				基準値を差し引いた値とする。ただし、対象コマにおいて需給調整市場にて落札されなかった場	
				合は、I '契約第16条により算出された調整電力量とする。	
	表证 * /	<u>ж</u>	(T) = (7 (0)	(75-7) - (- (1) 1 7 (A-7) 5 1 2 (1) 1 2 (2) 1 2 (3) 1 (3) 1 (3) 1 (3) 1 (3) (
26	電源 I ′	覚書	第5条(2)	(確認) I'の供出力と需給調整市場の供出力を同時に重畳して供出した場合に、各々の供	
				出量を明確に区分するため、「?'契約第2条による契約設備等の調整力ベースラインを合計した	
				もの」をA、「需給調整市場にて約定した需要家リスト・パターン」における基準値の合計をBとして、「A - B 」を?'の供出量とし、「B - 需要実績」を需給調整市場の供出量とする理解で良	
				いでしょうか?また、「…(略)…?′契約第15条により算出された調整電力量」」ということで	
				しょうか?	
					実需給に近づき詳細条件を確認できるようになった断面といたします。
				合、機会費用を加味したV1単価を設定してください」とあり、第5章3(2)では「契約者が	
27	電源Ⅱ	要綱	(1)第8章 1. (1)	設定した燃料制約等を超過して調整力を提供することについて、協議させていただく・・・この場合では、アングラス・アングアングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングアン・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングラス・アングアングアングラス・アングアングアングアングアングアングアングアングアングアングアングアングアングア	
				合の詳細条件については、事前に契約者と当社との間で協議により決定いたします。」とあるが、	
20	高海 1	# . 4M	(4) 笠(辛 4 (4) /	「事前」の時間軸について回答いただきたい。	
28	電源 II ′ BS	要綱 要綱	(1) 第6章 1. (1) イ. (1) 10 (1) イ. (ハ)	契約設備等の仕様(様式3-3)とあるが、提出様式にはない。 契約設備等の仕様(様式3-3)とあるが、提出様式にはないため、誤記か。	誤記のため修正いたします。 誤記のため修正いたします。
129		乡 州門	(1) 10 (1) 1. (//)	募集量について、基幹系電圧調整対策は最低出力、北本安定運転維持対策は各地域の合	
				計出力としているが、応札価格は応札電源の最低出力に基づき計算式が組成されているため、	
				あくまで最低出力で並列されていれば問題ないものと認識。このことから、対象発電機における最	
20	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)イ.	低出力~最大出力相当のkWは発電事業者が自由に(卸電力市場、需給調整市場、調整	要請運転は最低出力で行うため、最低出力分までを確保する物であり、各種市場や調整力公
30	电压调金	安削	第5章 2. (1)イ.	カ公募への応札等に) 使用することができるように整理するべきではないか。	募(電圧調整機能公募に応札する発電機と同一の発電機を用いて、電源 I 周波数調整
					力、電源 I 需給バランス調整力および電源 I ´厳気象対応調整力公募)へ入札することも可
					能とします。ただし、同一調整力公募への複数入札は認められません。
				[==== \\ \partial \rangle - \rangle	(各機能にそれぞれ盛り込み)
			第 5 辛 ・ / 4) !!	「要請運転に対応できるよう燃料確保等の準備をしていただきます」と記載されているが、「募集	
31	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)八.	量○○MW×要請期間日数」相当の燃料を確保することが求められているのか。料金算定式から発えるに、最低出力相当のはWbを必要としているため、それるため、TSOが必要としてい	
			第5章 2. (1)八.	ら鑑みるに、最低出力相当のkWhを必要としているものと考えられるため、TSOが必要としている燃料確保量を明記いただきたい。	
				の松代唯休里で明記いにたさたい。	

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
32	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)八. 第5章 2. (1)八.	想定運転要請期間は日数単位で表記されているが、48コマ/日の燃料を使用することで良いか (基幹系電圧調整対策として必要な時間帯は限られているものと認識)。また、発電電力量 のみではなく、必要な燃料確保量を応札者に通知していただきたい。	想定運転要請期間は日数単位で記載します。実需給断面 2 か月前はより精緻な電力量を通知いたします。また、燃料確保量は電力量から換算お願いいたします。
33	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)八.	基幹系電圧調整対策では想定運転要請期間が「無効電力調整能力が最も高い発電機の停止する期間」と明確な日数は示されているにも関わらず1か月分の燃料確保を要請する理由は何か。発電所によっては最低出力分であっても1ヶ月分の燃料を確保するのは困難なため必要量を明確にしていただきたい。	(第5章1. (1)八. (イ)の修正)
34	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)八.	TSOが年間単位で発電事業者に事前の燃料確保を求めているにも関わらず、実需給で不要となった場合に燃料余剰リスクを発電事業者に負わせることは許容できないため、現時点では本要綱案に則り応札することはできません。なお、原則2ヵ月前までに応札者に対して燃料確保を求めるのであれば、当該燃料確保に係るコストをTSOが全額支払う等の措置が必要になるものと認識。	次のとおり修正いたします。 (第5章 1. (1) 八. (ロ) の追加) (ロ) 要請内容の変更等により、該当月 1 か月間における発電電力量の実績の合計が、2か月前までに通知した要請運転時の発電電力量の合計に満たなかった場合は、未達分の発電電力量を次月以降に繰り越して使用いたします。 尚以って未達が発生する場合は、電圧調整機能提供期間内に要請運転、もしくは電源 II 周波数調整力の提供に関する契約または電源 II 需給バランス調整力の提供に関する契約を締結している場合は電源 II 契約にもとづく運転にて、未達分全量を使用します。ただし、この場合の要請運転については、基本料金の算定に用いる要請運転実績コマにカウントいたしません。
35	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)二. (イ)	必ずしも大規模電源が1台停止する際に当該電源による電圧調整が必須となるわけではないものと認識しているため、以下の表現とした方が良いのではないか。 →「これらの一部が作業停止等により運転できない場合に当該系統の電圧を適正に維持するため要請運転を実施する可能性がありますので、これらの発電所は募集対象外といたします」	(第5章1. (1)二. (イ)の修正)
36	電圧調整	要綱	第5章 1. (2)八. 第5章 2. (2)八.	「応じていただきます→協議させていただきます」 理由:TSOが使用するkWは最低出力相当のみと認識しており、最低出力~最大出力相当のkWは発電事業者が使用するため、「協議」という表現にしていただきたい。	電源 I と同様の記載としておりましたが、落札時点で支払うことが決まる電源 I とは異なると認識しましたので、修正いたします。
37	電圧調整	要綱	第5章 2. (1)イ	募集量の定義をご教示いただきたい。募集量が合計出力となっているが、発電機の定格出力を指しているのか。 T S O が必要としている募集量や発電機台数が不明瞭であるため、疑義が生じないよう明記していただきたい。	必要としている募集量は発電機の定格出力です。第7章に記載のとおり必要な台数があるものではなく、募集量最大限満足し、かつ調達費用が最小となるように落札いたします。
38	電圧調整	要綱	第5章 2. (1)イ	「道南地域で合計○MWまたは道央地域で合計○MW」と記載されているが、道央地域の必要量を満たせば道南地域の電源調達は不要という認識で問題ないのか。また、募集量のkWは送電端と発電端のどちらか。	
39	電圧調整	要綱	第8章 1. (2)	当該算定式で計算する場合、基幹系電圧調整対策用の電源は、運転要請が無ければ基本料金の支払いは発生しないものとなる。落札者は、TSOから提示された想定運転要請期間中の募集量を充足するべく常に設備維持に努めているため、TSOは想定運転要請期間中の設備維持を求めるならば、要請運転実績がない場合においても、その対価として応札価格(固定費)の一定程度を落札者に支払うべきであるものと認識。以上より、現時点では、本要綱案に基づき応札することは困難。	
40	電圧調整	要綱	第8章 1. (7)口	「電圧調整機能の提供が可能な代替発電機を当社に前日12時までに提示」とあるが、前日12時とした理由は何か。また、前日12時以降に代替発電機を供出した場合、ペナルティ(停止割戻料金)は発生するのか。なお、仮に前日12時以降に代替発電機を供出してもペナルティ(停止割戻料金)が発生するならば、発電事業者としては代替発電機を供出いたしません。この場合、募集条件を満たす電源 II 余力があるとは限らないため、TSOは代替発電機を調達できない可能性があります。	